

# 公共交通機関利用中の事故への対応

令和4年4月版

## 【対応方針】

- 事故に遭った児童生徒の安否を確認する。
- 事故に遭った児童生徒の心身のケアを図る。
- 保護者や関係機関等と連携し児童生徒の安全確保に努める。

## 【事前の危機管理】

- 公共交通機関の状況把握(工事による不通区間、混雑時間帯等)
- 児童生徒の公共交通機関利用者の把握
- 児童生徒への事故発生対応訓練の実施
- 公共交通機関の緊急連絡先の確認
- 児童生徒への公共交通機関利用マナー講習の実施

## 【発生時の危機管理】

バス・電車等の公共交通機関の事故発生

(自校児童生徒が利用している、又は利用している可能性が高い)

危機等発生!

現場に(病院を含む)に急行する

- ・児童生徒の安否確認
- ・複数の教職員で現場に向かう。  
養護教諭 不在の場合生徒指導、保健指導主事
- ・被害の状況把握
- ・児童生徒を安全な場所に誘導
- ・児童生徒の心身の状態を確認し安全確保に努める。

緊急対応本部

当該公共交通機関利用児童生徒の安否確認

- ・名簿等との照合により、既に事故に巻き込まれた可能性のある児童生徒以外にも当該公共交通機関を利用している者の安否を確認する。

児童生徒は負傷しているか?

負傷している

救急搬送を要請する(119番通報)

- ・負傷者の人数や程度を把握する。
- ・対応責任者(教頭)に報告する。

応急手当をする

- ・救急隊到着までの間、安全な場所に移し応急手当をする。

病院へ搬送

- ・担任又は他の教職員が同行
- ・児童生徒の状況について対応責任者に報告
- ・保護者への状況説明(保護者が病院に来られない場合は症状や医師の診断結果等を説明)

負傷の有無の確認後の対応

- ・負傷した児童生徒の経過確認(学年主任、学級担任)
- ・保護者への連絡(学年主任、学級担任) ・児童生徒の引渡し(学年主任、学級担任)
- ・児童生徒の心のケア(SC等の要請)(学級担任、教育相談主任)
- ・情報収集、記録作成(教務、養護教諭) ・教育委員会への報告(校長、教頭)
- ・保護者への説明(説明会等の対応)(校長、教頭) ・報道対応(校長、教頭)

負傷の有無の確認後の対応

- ・児童生徒の安全確認(生徒指導主事、担当職員)

- (他に負傷した児童生徒はいないか)
- ・教職員間での情報共有(教頭、学年主任)
- ・児童生徒への周知(学年主任、学級担任)
- ・保護者への周知(学年主任、学級担任)

【事後の危機管理】へ

危機等  
対策本部

※状況により危機等  
対策本部として対応

## 【事後の危機管理】

- 危機対応の検証
- 再発防止策の検討
- 報告書の作成
- 教職員間での情報共有
- 継続的な心のケア
- 危機管理マニュアルへの反映
- ヒヤリハット事例への反映